

令和8年度森町議会予算等審査特別委員会（第5日目）

令和8年3月11日（水曜日）

開議 午前10時00分

閉会 午後 2時52分

○議事日程

- 1 議案第21号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第22号 森町公民館条例等の一部を改正する等の条例制定について
- 議案第23号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第24号 森町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第25号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第26号 森町過疎地域持続的発展市町村計画について
- 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
- 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）
- 議案第29号 令和8年度森町一般会計予算
- 議案第30号 令和8年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第31号 令和8年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第32号 令和8年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第33号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第34号 令和8年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第35号 令和8年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第36号 令和8年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第37号 令和8年度森町水道事業会計予算
- 議案第38号 令和8年度森町公共下水道事業会計予算

○出席委員（11名）

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 番 伊 藤 昇 君 | 2 番 河 野 文 彦 君 |
| 3 番 高 橋 邦 雄 君 | 4 番 河 野 淳 君 |
| 6 番 野 口 周 治 君 | 7 番 斉 藤 優 香 君 |
| 8 番 千 葉 圭 一 君 | 9 番 佐々木 修 君 |
| 10 番 加 藤 進 君 | 12 番 東 隆 一 君 |
| 13 番 松 田 兼 宗 君 | |

○欠席委員（１名）

５番 山 田 誠 君

◎開議の宣告

○委員長（伊藤 昇君） おはようございます。ただいまの出席委員数は11名です。定足数に達していますので、委員会が成立しました。

これより予算等審査特別委員会を開会します。

本日、東日本大震災から15年を迎えます。数多くの方々が貴い命を失い、また親しい人を失われたことに対しまして今なお深い悲しみを覚えます。お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、ご遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。ここで会議に先立ち、震災の犠牲になられた多くの方々のご冥福を祈り、議会、町、傍聴者の皆様と黙祷をささげたいと思います。

皆様、ご起立願います。

黙祷、始め。

（黙 祷）

○委員長（伊藤 昇君） 黙祷を終わります。

ご協力ありがとうございました。ご着席をお願いします。

◎議案第21号ないし議案第38号

○委員長（伊藤 昇君） 先日一般会計に係る質疑までを終えました。

議案第29号 令和8年度一般会計予算についての討論から行います。

討論ありませんか。まず初めに、原案に対する反対討論の発言を許します。反対討論いらっしゃいませんか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立可否同数）

○委員長（伊藤 昇君） 念のため、原案に対する反対の方の起立を願います。

（起立可否同数）

○委員長（伊藤 昇君） 賛成、反対が同数です。

したがって、森町議会委員会条例第14条の規定によって委員長が本案に対して裁決します。

議案第29号 令和8年度森町一般会計予算については反対と裁決します。

よって、議案第29号は、否決とされました。

次に、議案第30号 令和8年度森町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

歳入より質疑を行います。248、249ページ、款1国民健康保険税から254、255ページ、

款9財産収入まで、質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） これで歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。258、259ページ、款1総務費から274、275ページ、款10予備費まで、質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） その他、276ページから280ページまで、質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（伊藤 昇君） 起立多数であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和8年度森町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

歳入より質疑を行います。292、293ページ、款1後期高齢者保険料から294、295ページ、款5諸収入まで、質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） これで歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。298、299ページ、款1総務費から300、301ページ、款4予備費まで、質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） その他、302ページから306ページまで、質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○委員長(伊藤 昇君) 起立多数であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和8年度森町介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。

保険事業勘定の歳入より質疑を行います。326、327ページ、款1保険料から332、333ページ、款10諸収入まで、質疑ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○委員長(伊藤 昇君) これで保険事業勘定の歳入を終わります。

次に、保険事業勘定の歳出に入ります。336、337ページ、款1総務費から360、361ページ、款7予備費まで、質疑ありませんか。

○委員(松田兼宗君) ちょっと聞きたいのですが、355ページ、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の報酬のところ、地域包括センター運営協議会委員報酬が10人分として10万1,000円上がっているのですが、これについてちょっとお願いします。要するにやっている内容について、年何回やられているのか、そして内容的にどういうことを審議しているのかお願いします。

○保健福祉子育て課参事(萩野友章君) お答えいたします。

地域包括支援センターの運営協議会につきましては、内容等につきましてはセンターの設置等に関する事項の承認に関すること、あと主に行っているのがセンターの運営に関することです。毎年1度、1回、運営に関することに関して会議を開催しております。

以上です。

○委員(松田兼宗君) そうしたら、地域包括センターの今何人いるのでしたっけ、2名その下に上がっている、一般職として2名上がっているのですが、その他何人でこの包括センターが運営されているのか。そして、仕事の内容っていいますと、要するに高齢者のケアっていろんな福祉関係とか専門職のあれの総合的な支援を行っていくという話になっているのだけれども、それについての中身的な部分というのはこの運営協議会の中でどの程度話として、議題として上がっているのかという中身を、議論している中身を把握しているのでしたらちょっとお願いします。

○保健福祉子育て課参事(萩野友章君) お答えいたします。

まず、地域包括支援センターは直営で運営しておりますので、町職員4名で実施しております。管理者、私が兼務していますので、実質5名です。

包括支援センターの運営協議会につきましては、実際にその年度で包括支援センターがどのような業務に携わったか、そして先ほど言われた高齢者の部分、そういう部分にどのような携わりを持って相談等を受けたか、そういう実績等も踏まえて協議会のほうに諮っております。新年度におきましても実際に計画等も提示しながら進めていくという形で協議会のほうを進めている状況です。

以上です。

○委員（松田兼宗君） この支援センターの活動の中で、町内、町外も含めての福祉関係との連携というか、病院も当然入ってくるのですが、その辺の連携の在り方というか、その辺の調整役みたいな形になるわけですね。だから、その辺の部分の仕事の内容的な部分で、昨年度と違って新年度に向けてこういうことを重点的にやっていくのだという方針的な部分というのは何かあるのでしょうか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

先ほど言われた包括支援センターの運営協議会につきましても、今委員からおっしゃられたとおり、計画等も含めてお示しはしております。そのほかに包括ケア会議というものが実際ありまして、年に三、四回実施しております。これは、医療とか介護とかその他の関係者が集まって情報共有する場を設けておりますので、そういう中でいろいろな情報を発信している状況です。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） これで保険事業勘定の歳出を終わります。

次に、サービス事業勘定の歳入に入ります。364、365ページ、款1 サービス収入、質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） これでサービス事業勘定の歳入を終わります。

次に、サービス事業勘定の歳出に入ります。368、369ページ、款1 事業費、款2 諸支出金、質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） その他、370ページから374ページまで、質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（伊藤 昇君） 起立多数であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入より質疑を行います。386、387ページ、款1 サービス収入から388、389ページ、款5 諸収入まで、質疑ありませんか。

○委員（松田兼宗君） 386ページの施設介護サービス収入及びその下の居宅介護サービス費収入、そしてサービス収入の自己負担金収入の部分なのですが、それぞれ昨年に比べ減額というか、マイナスになっていますけれども、その辺のまず理由をお聞かせください。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

昨年度、稼働率自体が50人の設定で予算計上してございます。今年は人数制限をして、少し下げていくということで設定してございますので、44名で予算計上してございますので、その部分の減額という形になってございます。

以上です。

○委員（松田兼宗君） そうすると、毎年の収入の部分を見る場合に、50名で常に予算計上しているという意味だと思っているのですが、という解釈でよろしいですか。だから、その部分で50人でやったら特に増減はないのだというふうな見方でいいかということ。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

同じ50にしても中身の部分で介護度の部分が変わりますので、やはり若干変動はございます。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） ここで、説明員がそのまま入っておりましたので、説明員交代のため暫時休憩させていただきます。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き386、387ページ、款1 サービス収入から388、389ページ、款5 諸収入まで質疑を受けます。

ほかに質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） これで歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。392、393ページ、款1 総務費から396、397ページ、款2 事業費まで、質疑ありませんか。

○委員（斉藤優香君） 職員手当とか共済費、ページ数でいくと393、資料ナンバーでいくと78になるのですが、統合推進人材についてお尋ねします。この方、やっと経歴が出てきまして、見たところとってもすごいパイプを持って、いろんなところとつながっていらっしやると思うのです。このたび方向転換もあって町営でなくなったということは、町がこの人を雇う必要はなくて、社会福祉法人が雇える人でなければならないと思うのです、この先この方が必要であるというならば。早急にこの推進の方は社会福祉法人のほうで働く、もしくは元の職場に戻って、吸収合併の話をするのか何かは分かりませんが、そうしていただきたい。さくらの園のためのお金を使うのはもちろん大事ですが、民間の社会福祉法人のために何千万も出すことはできない。そのほか今まで入所者さんの安心とかにも全然なっていなかったということも分かりましたし、職員の事情説明すらできていなかったということもありまして、この方がこの間12月から来て、私にはちょっとこの方がやってきたということが理解できないのですが、そのところをお願いします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、本人は12月から採用になってございます。それで、3か月の間、まず合併の現状、さくらの園とシャリテさわらの半分半分で行って、合併をするための現状把握をして、コンサルティングの資料を作成する情報提供という形でやってございます。これ社福で経営しようと、町で経営しようと、合併するまでの間はやはり町にとって責任持って合併まで持っていかなければいけないというふうに考えてございます。そういった関係の中で、やはり安定的に合併するためにはこの人材はぜひ必要な人材だと思いますので、我々のほうは必要であるということで計上させてもらっています。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 全然理解できないのですが、それでも必要な理由、この方が。町職員がいて、町のことは町職員がやればいいと思うのです。町職員がやれない理由、この方が本当にいなかったら何が困るのかさっぱり分からない。もうそちらの社会福祉法人、シャリテが運営していく、経営していくということに方向転換されましたよね。それなのに森町がこの事業をこの方を入れてやっていく意味が分からないのです。前は町営になると言ったから、その調整は必要かもしれないのですが、社会福祉法人が自分たちで経営するってなった。そこにお手伝い、森町が、入所者さんとかもいるので、そこをやるというのは森町職員ではできないのですか。森町のことを森町の職員ができないという理由が分からないのですが、そこをお願いします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

やはり合併につきましては、町営のさくらの園と社福のシャリテさわらということで、労働条件から全て違う中で合併を進めるという形になります。そういった中で、我々町職員がということになると、片手間の中で今の業務をしながらそちらのほうもということとは

なかなかちょっと進めるのにやはり合併するまでの時間を要したりだとか、当初の予定よりも長引いたりだとか、そういった可能性もございます。最短で合併を進めていくためには、やはりこういう専門の合併の経験のある職員を配置してその部分を進めていかなければ、合併するまで期間が長引けば長引くほど町の負担が大きくなるものですから、そういったことも含めましてこういう人材は必要であると我々考えてございます。

以上です。

○委員（斉藤優香君） だから、言っている意味が通じていないと思うのですけれども、社会福祉法人が経営するのです。だったら、この人材が必要だったらそちらで雇っていたきたい。人材が足りないのだったらそちらで雇っていただいて、そちらの条件でやっていく。町は町の職員がそれに対して対応するというのが普通の流れではないですか。なぜ社会福祉法人のために森町が1,000万も出してこの人材を雇わなければならないか、もう理由がなくなったと私は思うのです。この方というのは、本当に合併とか、そういうことに精通している方なので、どちらに勤めようともその仕事はできると思うのですが、森町が雇用する必要はなくなったのではないのですかと言っているのです。遅れるとか職員が足りないとかって、それを言っているのではなくて、向こうは向こうでやっていかなければならない。そこに合併があるけれども、この人材というのは森町にとって必要ではなくなったのではないのですかということなのです。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

経営母体は、今回町営から社福にということで変更になりましたけれども、やはり町にとっては特別養護老人ホームというのは特別な存在であるというふうに考えてございます。安定的にソフトランディングして合併をして、それから安定的に運転するためにもやはりこういった人材が、これはさくらの園の改善等々も含めてやっていきますので、町としてはこういった人材を町として雇って、しっかり合併していくということが必要であるということで考えてございますので、計上させてもらっています。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 395ページの特別養護老人ホーム経営総合コンサルティング業務委託料なのですけれども、これは事態が変わったということで取り下げるとしておりますが、全員協議会の資料の中でも統合に関する協定書は一旦効力を停止している中でなのです、今。協定書もないまま何を根拠にやめた、やめないというのを決めれるのか、私たちには資料がなさ過ぎる。本当にこの新しい協定書を作るのか、それとも一旦停止ですから、停止をやめてまたやり始めるのかということすら分からない。その中でコンサルティングは、のっているのです、今ここに予算として。いやいや、これは町営になったからやめますと言われて、ああ、そうですかというふうなことはわかには信じられない事態は、昨日もいろんな質問があった中で私たち何を信じていいか分からなくなっているのです。質疑にしてもいろんなことが分からなくなっている中で、協定書もまだないまま、協定書ぐらいと言ったら失礼ですけども、もうこういう事態になったら早急に協定を交わして、

それをきちっとして、こういう協定書があるから、こういうコンサルティングの委託料は要らなくなったのですというきちっとした説明があればいいですけども、口約束、また口約束のまま、本当に協定書を交わしても口約束でころっと変わってしまうような事態なのですから、私たちは信用ができないのです。その辺りはどうなっているのでしょうか。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、協定書につきましては、きちっとそれは継続して早期にやっていただく。それで、翌月については、予算に計上しているものについては、前のスケジュールということで優先補正をかけさせていただくという予定で進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 早急って言っていて、患者説明もない、職員説明もない、これは早急にやります。本当に私たちはいつそれが出来上がってくるのか、日にち言ってもいいのではないですか。そんなに難しいことなのですか、協定を結ぶということは。もう大体の大枠は決まっているはずだと思うのです。前の協定書の文言をちょっといじるぐらいで私はできるのではないかなと思うのです。それがこうやって時間がかかって、早急にと言って予算にも間に合わない、何にも間に合わない、今度は取り下げますって、そんなの信じられないのです。どうなのですか。早急にと言って、日にち決めれますか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

協定書の取扱いについてということで、資料のほうの2ページのほうに書いてございますけれども……すみません。全協ですね、これ全協の中で、ちょっと今、すみません、勘違いしていました。これ全員協議会の中で出している資料の中で、令和7年度末をめどにということで提出するというで協定書の取扱いについて資料提出してございます。ですから、予定どおり進めてまいりたいということで考えてございます。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 末って、今予算をやっているのです。こんなことが大事なことが2月の末に変わったら、ここに間に合うように、末までではなくてもできたはずではないですか。そんなに1か月も1か月半もかかるようなことなのですか。本当に重要だと思うのです。根拠がない。信用がならない。それを信用してくださいって、私たちはそうやって信用してきてここまでできたのですけれども、昨日の話でもおっしゃっていることが二転三転されたりとか、二転三転、言った、言わないになってしまいますけれども、そういう証拠も何も残っていないまま口約束でここまで来たということがあるのです、この2月の

末の方向転換からは。職員にすら話していないという、事情を。それも本当に今までやっていかなければならないことなのに、この大事な予算に皆さんの本当に介護の人たち、介護されている方たち、ご家族の方たちにもかかっている大事なことをできないというのはどうなのかということで、今月末までということにはならないのではないかなと思うのですが、どうですか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

資料的にはそういうことで回答してございますけれども、できる限り早急に対応できるような形で対応していきたいと思っています。

以上です。

○委員（河野 淳君） 一般管理費の給与の部分と、あと会計年度の事務補助給料についてお伺いします。

先日からのいろいろな話を聞きますと、やっぱり今年度職員が退職されているということで、人的にちょっと足りていない部分が説明不足ですか準備不足につながっているのではないかなと考えています。合併統合という事業は、やはり通常の業務プラスかなり大きな作業量になるので、通常の業務をつつがなくこなしながら統合という作業をするには、かなりの人の力が必要になるのではないかなと思います。

予算の部分なのですけれども、今計上されている予算は、定員に達する分で計上されているのか。というのは、今人減っている状態だと思うのですけれども、事務をする職員が元に戻るという前提で計上されているのか、それとも減ったままの状態で計上されているのかということについて教えていただきたいのが1点。

もう一つが事務補助賃金なのですけれども、私も直接お話ししたことはないのですけれども、その方の指摘事項とかいろいろちょっとお話聞いている中でもっともだなとか、民間の視点だとそうだなと思うことがあって、やはり統合先が社会福祉法人ということで、なかなか行政の中では気づかない部分とか指摘していただける存在というのは非常にありがたいと思うのです。ここのギャップ埋めるというのは、職員がどれだけ頑張っても今までの常識の範囲外のこともあると思うので、その部分は今後統合に向けてそのギャップを埋めていただける存在というのは必要だと思うのですけれども、コンサルの部分、減額した、契約しないということで、取捨選択といいますか、状況が変わったということで、社会福祉法人のほうへ統合するための見地、その方の知識とかをやっぱり生かしていくという方向性なのかということについて教えていただきたいと思います。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

今の人員の部分につきましては、今の人数のステイという形で予算計上してございます。要するにプラスでもマイナスでもなく、そのままの今の現状の人員のままで予算計上してございます。

あと、統合推進人材につきましては、やはり我々の中でない考えですとか、委員おっしゃるとおり、経験値もいろいろございますので、我々では考えつかないような合併に対する必要な知識も十分ございますので、我々としては本当に必須でこれから向かっていかなーいといけないというような人材でございます。

以上です。

○委員（河野 淳君） 突発的に起きるその統合という部分に対しての部分で現在いる職員ではやっぱり手に余る部分大きいということでの部分だと思えるのですけれども、これ町長か副町長に聞いたほうがいいかもしれないのですけれども、新年度に入って新しい人事体制で多分挑むと思うのですけれども、さくらの園問題、事務的にも内容的にもかなり濃い部分があると思うのです。今回いろんな要望ですとか、説明不足の部分とか露見しましたけれども、結局は体制といいますか、組織の体制がなかなか追いついていないというのが何となく見えているのですけれども、例えば4月の人事異動に向けて、その辺の体制の強化とかを考えていただけるというようなことはないのでしょーうか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

役場の組織、慢性的に人員が不足しているということは、これは事実でございます。ただ、一方でその人員の不足というものは、やっぱり職員みんなでカバーしていかなければならないというふうに思っております。今回もチームでの情報共有、そして私たちとの連携というものが少し足りていなかったのかなと。そういうようなことでこういった事態を招いているのかなという部分もあると思いますので、その点は反省しているというふうに思っております。来年度に向けても人員は十分な確保、これができていないのが実情でございますので、そこの部分のカバーは職員全体協力し合って、様々な事案ごとに協力体制を組みながら業務を遂行していかなければならないというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（河野文彦君） 今回の統合コンサルティングの絡みの話になってくるのかなと思うのですけれども、今のところ最終決定はさくらの園を閉園して、入居者の方はシャリテに移ってもらうというような形になるのですよね。そうなると、しきりに合併とか統合とかという言葉を使いますが、実際はさくらの園が閉園になる、入居者を民間のシャリテに移ってもらう、一部働いている方も向こうも人材難でしょうから移ってもらう。要はこれさくらの園が閉園になって、シャリテに引き取ってもらうというのが実態ではないかな。合併とか統合とかって町が関与しなければというような言葉が出てくるのだけれども、運営に関してはただこっちが閉園、入居者に行ってもらっただけのことではないですか。どうなのだろう。全協なんかで町の関与も大事だって。それは、補助金を出し続けるのだ

ったら町が関与していかなければならない、経営の中身もチェックしなければならないだろうという話ですけども、別にこれシャリテのほうにさくらの園から移ってもらう、そしてシャリテが安定的に経営していくのであれば、もう町としては関係ないというか、運営については。だから、合併とか統合とかという言葉が無理くり使っているから何か話混乱していくのかなというふうに思うので、その認識がまず1点。

それと、これ町長にお伺いしたいのですけれども、ごめんなさい、先に園長にもう一つ。先ほど特老は町にとって特別な存在というような答弁されたのです。そこで、僕ちょっと園長の認識をお伺いしたいのですけれども、森町にはさくらの園とシャリテの特別養護老人ホームというものがあります。その他町内には民間の介護付有料老人ホームというのかな、名称的に。機能として何が違うのか。特別な存在ということは、民間にはない何か特別なものがあるという認識で言っているのかなと思って、そこを教えてください。どういう認識なのか。お願いします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、先に合併という部分でございますけれども、やはり我々は経営母体、要は町営の施設が社福のほうに合併するという認識の下で動いていますので、その部分については言葉のニュアンスということ云々ということではなくて、最初からそういうような形で進めてございましたので、そういう認識でございます。

あと、有料老人ホームと特養の違いということでございますけれども、特別養護老人ホームというのは民間の社福でなければならない、やはり公的に近い施設でございます。なぜかという、最終的に料金設定が非常に安価である、そしてなかなか有料老人ホームでは入れない方が入れるような施設ということで位置づけとしてはなっております。ですから、そういった部分も含めると、いろんなところの町でも特別養護老人ホームございますけれども、最終的にはやはりここを最後のとりでという形でその市町村で位置づけている部分がございますので、その違いというものはあるのかと思います。

以上です。

○委員（河野文彦君） まず、合併の話だけでも、私はもう合併ではなくて、逆に言う形態としては吸収されるだけだろうというふうに思っているのです。そこは言葉の捉え方の違いというところで、僕は違うのではないかと思ったので、そこをお聞きしました。

今特老と民間施設と何が違うのかって、大きな話になってしまうのですけれども、僕もこの問題がいろいろ、問題というか、お話がヒートアップするにつれていろいろ調べたのです。特別養護老人ホームは、社会福祉法人もしくは地方公共団体、自治体が設置したものの名前。民間企業、あとNPOなんかでもあるのでしょうかけれども、は介護付老人ホームという名前。設置者が誰かで名前が変わるだけのことなのです。だから、こっちのほうでこういう特別なサービスができるとか、こっちにはできないよとかって、そういうこと一切ないと僕は調べた中でそう認識したのです。そうではないよというのであれば後で教えてほしいです。今料金の話しされましたけれども、料金も民間と公的設置でなぜ料金

が違うかというと、民間施設は建物も取得する、土地も取得する、固定資産税等々の費用も払わなければならない。だけれども、公共施設だとそれがない。それがないから、その分料金安いのに反映されているというところが料金の違いだというふうに僕は調べた上でそういう答えに行き着いたのです。その料金が違う。役場で設置したものは、入居料の中に建物の償却なんかは勘案されていない。建物の支払いは誰がするのといったら町民全員でしているのです。だから、何か特別安いとかという認識は、実際払う金額は違う。でも、その差は町民が負担しているという考えを持って今度お話ししてほしいなと思うのですけれども、いかがですか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えします。

委員おっしゃる部分につきましては、やはり我々特別養護老人ホームを運営していく立場の責任者として、十分そういうことも勘案しながらやっていかなければいけないということを常に認識してまいりたいと思います。

以上です。

○委員（河野文彦君） よろしければ町長に先ほどの問いについて、町長もしきりに特別、特別、特別だから、特老だから、町になればというお話するのです。ずっとしていますよね。だけれども、機能としては何も変わらないのです。逆に経営とすれば民間より優遇されているのです。その辺をどう捉えているのか。特老だからできる、民間だとできないというようなお話をずっとされているのです。その辺の認識を町長にお伺いしたい。僕は、機能は、入居される方々が受けるサービスです、機能というのは、どちらも変わらないのではないのかという答えにたどり着いたのです。ましてやかえって特老のほうが介護度が幾ら以上とか、年齢が何歳以上とかという制限はついていますが、民間施設はないのです、そこは。そう考えると、最後のとりでという部分で考えれば民間施設のほうがかえって広いのではないのか、特老をほうが狭まるのではない。ただ料金の部分は確かに違います。なのに、その特老が、特老が、特老でなければという町長の認識がなぜそういうところに行き着いたのかなというところをお伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今課長のほうからも、そしてまた委員のほうでもこの違いというものを独自にお調べいただいております。実際料金面ですとか、そういったサービスの面においては、確かに民間事業者の皆さんも本当にいろいろ経営努力をされて、様々な工夫をされているというふうに私も捉えております。そういった中で、なぜ特別養護老人ホームはこ

の地方自治体において、特別という名前は由来なのかどうなのかは置いておいて、特別な存在なのかというところにつきましては、やはり特別養護老人ホームが老人福祉法第20条の5に規定される施設である、その部分が非常に私は大きいと考えております。制度上の対象者、措置ですとか、これはこの間様々一般質問でも答弁させていただきましたとおり、いろいろなケースの高齢者の方々いらっしゃいます。例えば単純に介護度が上がって、そういった方々を受け入れる高齢者施設以上に緊急的な措置、例えば高齢者の虐待ですとか、本当に様々いろんなケースがある中においては、そういったものを最終的に総括して受け入れる私は自治体が義務があると思います。その辺りを介護福祉の保険者でもあるこの自治体が直接的にその機能として重点的に求める、特別養護老人ホームはそういった施設であるというふうに捉えております。同列に様々いろんな介護施設はございます。特別養護老人ホームもありますし、森町は老健もあります。本当にいろいろなそういった施設がある中においては、まさに高齢者の、高齢者福祉の最後のとりでであると私は特別養護老人ホームをそのように捉えております。そういった中においては必要であるということは今までも同じく説明させていただいておりますし、そういった意味で私は発言させていただいております。

以上です。

○委員（高橋邦雄君） 今の園長の答弁の中で、特別養護老人ホームと有料老人ホームの違いなのですが、特別養護老人ホームというのは身体的または精神的な理由により常に介護を必要とする高齢者に食事や入浴、排せつなどの介護サービスを提供する入所施設です。有料老人ホームとの違いというのは、有料老人ホームは老人福祉法第29条で規定された高齢者向けの生活施設です。介護保険を利用して、入居者の心身の状況に合わせた介護サービスを行うということなので、これは全く違う施設だということによろしいのか。

それと、もう一点、入居基準なのですが、特老のほうは65歳以上かつ要介護3以上の人、特例として40歳から64歳の特定疾病のある要介護3以上も対象となっております。それで、違いは、有料老人ホームの入居基準は基本的には65歳以上かつ要介護1から5の人を入居対象としているところもあるので、施設によっては60歳以上の要支援者の入居も可能なのですが、森町にとってなぜ特養施設が必要になるかというと、介護度の高い人、ましてや寝たきりとか、そういうのはなかなか有料老人ホームでは対処できないという部分もありますので、町にとっての特養の重要性というのはここでご理解できるものだと思うのですが、その部分の違いってどのように捉えていますか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まさしく今委員おっしゃっている部分の特養と民間の有料老人ホームの違いというのは、委員おっしゃっている部分、その部分でございます。あと、特養というのは、地域包括ケアシステムの中で地域で住み慣れたところで住んでいくために必要な施設であるというふうに認識してございます。これ国保病院もそうなのですが、そこがとりでとな

りながら、地域で高齢者の生活を守りながら生活をしていくためにはやはり欠かせない施設であるというふうに我々認識してございます。在宅サービスを受けない高齢者の方々が最終的に特養が空きがないということで有料老人ホーム選ぶしかない、そうすると結局費用面では持てない。そうすると、結局地方とか都市部のほうに流れていってしまう可能性もございます。当然高所得者にとってはいろいろ選択肢がある部分ではございますけれども、所得の低い方々にとっては非常に選択肢が狭まっている状況の中で、住み慣れた地域でやっぱり最終的に終末まで迎える、お亡くなりになるまで住み慣れた地域にいるということ考えた場合には、やはり特別養護老人ホームというのはこれは町にとって必須であるというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（千葉圭一君） 393ページ、給料の会計年度任用職員の予算についてお尋ねいたします。

もともとこの会計年度任用職員の採用に当たっては、シャリテさわらとさくらの園の統合、経営統合で、それが町営になる、要は町主導型で動かなくてはならないから、そのお手伝いとして採用するという前提でたしか採用されたはずなのです。今回は、町営ではなくて社会福祉法人に替わるというのであれば、この会計年度任用職員の方の仕事の内容は変わってくると思うのです。というのは、この説明資料にも書いてありますけれども、統合後の運営方針だとか、そういったものの策定は、もう町営ではないわけですから、町の主導でやる必要はないわけです。それと、さわら福祉会の財務、予算の調整とかの事務等、要するにこの業務内容についてもう一回見直せば、この会計年度任用職員がいなくても町の職員で十分に対応できるというふうに思いませんか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

業務の内容は、若干その部分については提出資料から変更しなければいけない部分があるのは事実だと思います。ただし、合併するに当たりまして我々日常の業務をこなしながら、その合併という部分につきましてはやはり専門的な知識、経験、そういったものがないとなかなかスムーズに進まないというふうに考えてございます。そういった部分も含めましてやはり専門的な知識を持った人材については、問題なく短期間で進めていくためには必須であるというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（千葉圭一君） 確かにそういう考え方もあるでしょうけれども、現にこの方を採用して、それを管理する町のほうで、町側のほうで全然管理できているというか、この方をうまく使いこなせていないということは、結局この人がいてもいなくても同じではないですか。例えば入所者及び家族への説明支援、これが今回の支援の内容に入っていますけれども、この方どう関わったのですか。結局これだって町職員で対応できるではないですか。そういうことをもう一回見直して、社会福祉法人に替わるわけですから、もう一回見直すべきだと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、採用につきましては、12月1日からの採用になってございます。ですから、前回の面談の記録等々ございましたけれども、その部分についてはまだ採用されていない状況でございます。それで、今いろんな意味で現状把握をしながら合併の準備を進めていて、それで今月また再度面談を、金額の収支の部分、変更になる部分を算出した上で、きちっと説明しながら今回面談をしていくという形で昨日説明したとおりでございます。ですから、我々にとっては、同僚の委員の方々もおっしゃっていましたが、正直申し上げて我々にはない知識、これは合併するに当たりまして我々職員では賄えないような思いがけない部分、あとハード面のいろんな今後考えていかなければいけない部分ですとか、そういった部分の知識等々も専門的に持っている人材でございますので、片手間で我々がそれができるかというとなかなか厳しい状況でございます。合併を延ばさないためにも、そうなってくるとまたさらに町の負担が増えていくというふうに考えてございますので、やはり予定どおり進めていくためにはこの人材は必須であるというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（千葉圭一君） それもよく分かります。ただ、今回は、それは町営の場合は分かるのです。町営に移行する場合は、いろんな知識が必要ですし、いろんな手続も必要でしょう、社福から町営にするわけですから。そういう部分ではすごく理解できるのですけれども、今回は社福、今のシャリテさわらにさくらの園が閉園して入所者さんがここに移るだけでしょう。そのために今働いていらっしゃる職員さんがその必要な資格を取らなくてはならないということは分かります。それ以外に何があるのですか、この推進人材に協力をお願いすることって。もしあるのだとしたら、先ほど別の委員の方がおっしゃっていましたが、シャリテさわらのほうで採用して、それを運営するというほうが正しい考え方ではないですか。いかがですか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

合併する以前の問題として、まず1点、さくらの園は加算の取得の部分についてもかなり取れていないということで、シャリテさわらと比較されて8点、8項目取れていないということで今改善に向かっていますけれども、そういった部分のノウハウですとか、そういった部分についても十分力を発揮していただいている部分もございます。やはり違う町営の施設と社福の施設が合併するというのは、同じ特養で、皆さん単純に移るのは簡単なことではないのかというふうに考えられているのかも分からないのですけれども、我々からするとかなりやはりハードルの高い部分でございます。施設が替わることによって、入所者自体もかなり負担を抱える、あと職員もかなりストレスを感じながらやっていく、そういったことを軽減しながらソフトランディングさせるためにも、あと安全面の我々の気づかないような部分のテクニク的な部分、ハード的な投資についても、なかなか我々他の施設相当の見学等々も一定そういうような知識が十分熟知してそういう知識があるものではないものですから、そういった部分を含めましてやはり専門的な知識が必要である、

そういう経験も必要であるというふうに考えてございますので、我々にとっては必須であるというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（松田兼宗君） まず、393ページの報酬のところ、報酬、給料のところですが、この中で今回12月から来ていらっしゃる方の統合推進人材についての話になるのですが、資料ナンバーでいうと78番なのですが、この説明を見るとまず不思議に思うのは、さくら福祉社会のを中心に調べるよとしているのです。どうも相手のほうばかり調べる対象にしている、さくらの園自体のことについて一切対象にはしていない。例えば任用目的2番のシャリテさくらの健全経営を支援すること、そして3番目にシャリテさくらの運営状況等の詳細を把握し、統合を進めること、これさくらの園やらなくていいのですか、こういうことについて。さらに、業務内容について、（3）のさくら福祉社会の組織、人事制度の統合支援という形で、さらに4にはさくら福祉社会の財務、予算調整に関する事務調査についてのことで、相手のことを言っているわけです。自分たちのことを一切対象にしていない。自分たちのことを分析してもらわないで、おかしくないですか。それでどうやって統合できるのですか。これ見ると、相手のことを、シャリテさくらのことを、さくら福祉社会のことを信用していないということなのではないのかというふうに思わざるを得ない、こういう説明を見ると。まず、その辺どういうふうに考えているのかということと、そもそもさくらの園の人員というのは何人いるというか、ちょっとまずそれを教えていただきたいというのと、その中に園長は入っていないのではないのかって思わざるを得ないのだけれども、その辺ちょっとまずお願いします。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、資料の78ページの部分についてでございます。シャリテさくらの部分のみということで、さくらの園についてはどうなのだというお話でございますけれども、以前ちょっと3月2日に全員協議会の中でそういった話もございまして、どちらのほうも同じようにやっていくのだということで、それは再度直して提出したのですけれども、こちらのほうそれ以前の資料になってございますので、その古い状態のままになっていたということにつきましては、すみません、そういうようないきさつがございます。

あと、職員の人数でございますけれども、全体で36名でございます。内訳申し上げますと、介護が19、事務が7、看護が5、給食が6、清掃パートとして2名ということで36名でございます。

以上です。

○委員（松田兼宗君） そうしたら、さくら園も対象にして全部調べてもらいながら統合を進めていくのだという考えということで分かりました。

それで、職員の数の別なページ、今対象になっている309ページのまず人員の給料のところのを見ると、真ん中辺りの採用が2、そして退職が8って書いているわけです、マイナス8って。これそれだけ異動が激しいというふうに見てとれるのですが、その辺どう解釈したらいいのか。そして、人員が今の言った人員が足りているということなのだろうか。今のさくらの園の人員の配置、今の36名の体制で間に合っているのだと。事務職にしても減っていますよね、前年から、一般職のほうの職員の数も。その辺のこれから統合するに当たってシャリテの人員との、同じ施設になるわけですから、とすればその職員の数きちっと把握しないと、お互いの。その調整がやっぱり一番大事なところだと思ったりもするのですけれども、その辺どう調整していくことになるのか、まずその辺をお聞きします。

そして……

○委員長（伊藤 昇君） 松田委員、すみません、今何ページの人員の、三百九十何ページですか。

○委員（松田兼宗君） 399。

○委員長（伊藤 昇君） これ次から、この次に入りますので。398から402ページまでの中で……

○委員（松田兼宗君） いや、だから、参考と、今の職員の数の話を言っているのです。だから、これを見て、その絡みで話をしているのです。職員の数の話ではないです、次のページでなっているというのは。そこに書かされているわけです。

○委員長（伊藤 昇君） 分かりました。

○委員（松田兼宗君） そういう意味で言っているのです。

○委員長（伊藤 昇君） はい、了解。

○委員（松田兼宗君） だから、対象ではないというのは分かっていたのですけれども、資料として見るしかないのです。まず、それをお願いします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

ちょっとニュアンスが違って認識しているようでしたらご指摘ください。まず、今現時点で介護員19名ということでございます。ここにつきましてはユニットになって、今50床から29プラス10という形で動いていくのですけれども、そういった今度個別ケアになりますので、何とかこの人数でやりくりできるだろうということで、要するにステイの予算計上してございます。ですから、特別これから増やす必要性だとかということではなく、今のままの状態で個別ケアしても、人数的にはトータル的には若干減りますけれども、個別の、要するに個室に入りながらやっていく手間の部分を加味しますと、今の人数でそのままやりくりしていったって大丈夫であるというふうに判断しているような状況でございます。そういった質問ではないでしょうか。

○委員（松田兼宗君） 最初の収入の部分で聞いたように、全体で収入が減る理由が50人から44名で収入を考えて見ているのだという話をしたしているのです。とすれば、当然介護職員も含めて減らすということになりませんか。必要ありませんか。入所者自体が減るわけですから。とすれば当然この職員の数も減らした中での歳出の部分では考えなければならない部分なのではないですかということなのです。いかがなのですか、その辺。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、来年度につきましては、合併をしていくための1年間というふうに考えてございます。その中でもともとにおいて、これは経営母体がどうなるかということは別にして、シャリテさわらについては50名を満杯に入れるような形にして、要するにさくら園の待機者も含めてそちらのほうに誘導していきながら増やしていきましょう。さくらの園については、やはりその29床プラス10ということで合わせ込んでいかないといけないものですから、そういった部分も含めた上で加味した人数にしていきましょう。それで、職員の人数についてでございますけれども、その部分につきましては人数が減ったからそのままでもいいということではなくて、その部分についての労力については教育、要するにユニットケアをするための教育に施設見学ですとか研修ですとかということをどんどんやりながら、ソフトランディングするような形で合併できるように準備を進めてまいりましょうということで考えて、そういうような形でシャリテさわらとさくらの園ということのバランスを考えてやっていることでございます。ですから、特別さくらの園が減っているから、それに合わせて人数調整する必要があるのかということに関しましては、逆に計画しやすいそこを人数減らしていってございます。その部分の人数が減った部分については、逆に言ってしまうと要するにユニットケアの勉強をどんどんしていただいて、その部分については合併に向けてソフトランディングできるような準備を進めているということで考えていただければいいと思います。

以上です。

○委員（松田兼宗君） あと、395のコンサルティング業務委託料のところなのですが、今回の本当は3月15日ですか、まだ最終報告がコンサルティングのこれの前の話のコンサルト、コンサルティングしてもらったデータがまだ来ていないですね、最終報告が。中間報告という形で出されて、その下に議論しているわけです。とすれば、何とかこの話は言っていますけれども、一切資料がない中、さらに言えば今日机の上に上がっていた分は、さくらの園入園者所得階層及び月額費用負担額一覧という追加の資料が上がってくるわけです。さらにいろんな資料的な部分が判断する上で、統合の話の判断する、今回の予算というのはそういう問題が絡んでいるわけですから、それについての資料が不足しているのではないかと思うのと、最終報告が来ていないにもかかわらずそれで議論しろという話なのです。そんな中で、資料が完全に出そろっていない中で判断しろというほうが無理な話だと私は思うのですけれども、当然相手のほうのシャリテの資料さえ出ていないのです。今までシャリテ側の財政状況とか、そういうような資料というのは最新のって出しました

か。そして、最終的に社会福祉法人に統合するという中で資料的な部分というのは一切出されていないわけです。不足していると私は思っている。少なくとも社会福祉法人に移管するという事は、黒字で運営する前提で考えなければ成り立っていかないわけです。今回この前の一般会計で9,500万相当の補助金という形で出すことに対して、今後、来年以降も同じふうに社会福祉法人に統合した場合出していく危険があるわけです。それが無い中で統合自体を進めていくこと自体が見通しが立たない中で判断をしろということ自体無理な話なのです。その辺いかがですか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、経営改善と合併という部分については、一緒の話になってしまうと紛らわしくなってしまうと思うのですが、まずコンサルタントの資料という部分でございますけれども、これは3月の部分に出てくるものについては大まかに内容は変更はございません。同じような形で、内容が特に変わるということではなくて、製本されたりして出てくるような形になりますので、内容は今皆さんにお示しした内容については変わらないと思ってください。

それと、逆に社福のシャリテさわらの部分の近々の部分の資料ということで、損益上の資料だとか経営の資料ということで委員おっしゃっていましたが、これについても今後合併するに当たって、いろいろ合併するメリットで例えば加算を我々取っていきながら、そしてお互いに経営改善をしていながら、シャリテが全てが全部たけているということではなくて、さくらの園はさくらの園としてのやっぱりメリットもございます。そういった部分をお互いに補い合いながら、最終的には経営改善をしていながら、それで最終的にいろんな意味で、給食の委託ということもご提案ありましたけれども、そういったこともしていきながらそこを経営改善していくというふうに考えてございますので、今の時点で一遍に経営がどうだということについては、やはり一緒になってからやれることということがまだまだ要するに伸び代という部分であると思いますので、そういった部分を含めましてやっていながら経営改善していくというふうに我々は考えてございます。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 今の話聞いていると、全くそうしたら予測も何もシミュレーションも、財政的なシミュレーションも何もつukらない中で進めながら、進み具合を見ながら、その都度赤字になった町が社会福祉法人にまた出すのですか。昨年度6,800万出しているのです。その上に今回9,500万出すわけですから。という予算は上げているわけですから。そうだとすると、その都度、都度と毎年出すのを、町から補助金を出すのを前提にして社会福祉法人でやっていくというふうになるのですかという話で、けれども社会福祉法人に出す理由が全く分からない。ほかの社会福祉法人がたくさんある中で、なぜシャリテさわらだけにそういった形で出すのか。出せない、そして議会においても、昨日話が出ましたが、昨日6時まで全協の中で話が出ているように議会の権限が及ばないのです、社会福祉法人に関して。今でも全くそのとおりなのです。そういう状態なのです。見に行く

こともできない。シャリテさわらのほうの職員との話も何もできないわけです、現実的に社会福祉法人、民間ですから。そんな中で、議会のほうに資料不足の中でこの予算を認めろとか統合を認めろとかという話にはならないでしょう。全く議会として責任持てない話ではないですか。そのことを言っているのです。そして、今ここで議会中継されていますけれども、今まで全協とかいろんな特別委員会において議論しているところというのは全く町民というのは蚊帳の外なのです。だから、話が多分この場を見て何の話しているか分からない部分ってたくさんあるはずなのです、見ている人にとっては。だから、そういう部分もあるから、きちんと資料を、完全なまでとは言いませんけれども、できるだけ可能な限り出していただかないと判断できないということなのです。いかがですか。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 午前 11 時 36 分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

シミュレーションにつきましては、個々の部分で副町長のほうから答弁あったと思うのですが、6月議会においてこのシミュレーションについては最新のものも含めて出させていただくということで回答していたと思うのですが、その予定で進めてまいりたい、そのシミュレーションという部分についてはそういうような形で提出していきたいというふうに考えてございます。

また、議会の介入が社福になると介入できる、できないという部分につきましては、ちょっとその部分については私のほうでは答弁しかねるという部分でございますので、そこは私のほうでは答弁は差し控えさせていただければなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（松田兼宗君） そういたしますと、統廃合の議論というのはできないし、認められないでしょう。中身どうなるか分からないものに補助金を出して、そうしたら来年度以降その都度補助金を出す、出さないの問題になりかねない状況なわけです。見えないのですから、先の見通しが。とすれば、そういう先の見通しの判断もできないものに統合を進めるとかって、今回の予算自体が統合するための準備の予算になっているわけでしょう、もう。そしたら、この予算自体認められないでしょうということになってしまうのです。いかがですか、その辺。だって、資料ないと、判断しろって、資料何も出さない中で、ある程度いろいろ資料要求して出してはきているけれども、肝腎な社会福祉法人のほうの資料がないではないですか。おかしいのではないですか。それで統合を認めろとかという話にならない。いかがですか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

私まずコンサルのほうから出ている部分につきましては、最新のものではないにしろ、まずそれぞれの収支ということで出した上で、こういった改善を進めていって、こういう形で削減していくという、そういった今後の伸び代の部分を説明してございます。また、先ほど言ったように収支については、副町長から答弁あったように今後また回答させていただくということでお示ししているとおりでございます。そういった中で、今我々委員おっしゃる部分については随時方向転換した中でできる範囲で提出しているつもりでございますけれども、まだまだそこのご指摘あって、いろいろ足りないという部分につきましては、そこについては随時提出していきたいというふうに考えてございますので、我々にとってはやはりその統合を進めていきながら、この予算を認めていただいてやっていかなければ、どちらも補助金等々が増えていくというような形になりかねませんので、ぜひお願いしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 395ページの負担金補助及び交付金のところで協力病院交付金176万って計上されているのですが、これの中身についてということと、今までのやり取りの中で、町長答弁だったような記憶していますけれども、これから先病院との連携を強化しながら進めていくというような言い方しているわけです。そういうのとの絡みでいうと、この辺の中身を、多分町立国保病院のことだとは思って見えていますけれども、交付金という言い方が何か妙だなと思ったりもしているので、ちょっとその辺説明お願いします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

ここに計上されている部分については、病院との、週1回契約結んで診察して、往診して回っていますので、その部分でございます。

またあと、町長のおっしゃっていた部分についての連結、多分病院とのやり取りということに関しましては、やはり今町の国保病院のほうでさくらの園のほうに出向いて、先生のほかにリハビリのスタッフ等々が出向いていきながら、いろいろ拘縮ですとか、拘縮されている方々を拾っていったりですとか、あと蒸発できないで褥瘡ができていてる人たちを拾っていったりですとかということで、最終的に先生の診断の下、病院のほうに必要であれば入院をして、その部分の治療、要するリハビリをしながら状態をよくして、また戻すというようなことを今頻回にやってございます。その部分については、国保病院のほうの収入の増という形になってくると思うのですけれども、そういったやり取りをしていながら、地域包括ケアシステムの中の一環として今一生懸命動いているということで説明されたと思います。

以上です。

○委員（松田兼宗君） そうすると、今のそうしたらこの交付金というのは、国保病院だけというふうな理解でいいですね。そして、これについてもそうなのだけれども、協力関係を結んでいくということになると、今シャリテのほうのこういう連携先というのは新都市病院になりませんか。とすれば変わってくるわけです。そうしたら、どっちに重点置

くのですか、1つにするのですかとか、その他も医療機関というのは考えられるわけです。だから、そういうのも一切ないのです、情報が。あっち行ったらどうするのですかという話。町長答弁で病院との連携を強化していくという言い方しているわけですから。その辺も含めて情報がなさ過ぎるのです。その辺いかがでしょうか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

新都市砂原病院と国保病院のほうで一旦協議を今始めたところでございます。そこにつきましてはどういうやり方がいいのかということで、国保病院は亜急性期以降、急性期一部扱っている病院、新都市砂原は療養型と透析を扱っている病院でございますので、趣旨がかなり違います。ですから、そこら辺の今後やり取りについては、お互いやはり町内にある2つの病院が協議しながら、さくらの園とシャリテさわらそれぞれが適正な治療を受けるような形で、あくまでも希望は患者様という、患者様及び家族という形になると思うのですけれども、そういったことも含めて今後協議をしていきながら進めてまいりたいというふうに考えていますので、今のところそれは確定したものでございません。

以上です。

○委員（野口周治君） お尋ねします。

この議論の枠組みについて、私の理解が間違っていないか、これは恐らく担当課ではなくて、町の当局として、例えば総務かなと思うのですけれども、まず今日の議論の中に統合そのものについての議論が入っています。それは、本来なら特別委員会なりで別途きちんと積み上げて、その上で予算につなげるようなものなのでしょうけれども、それがタイミング的にぎりぎりになったからここで議論をすると。ただし、ここで議論する中身というのは、統合の内容をあまり細かくというよりは、予算として全体をどうするのかという議論なのかなと思って私は参加しているのですが、そういう理解でいいかどうかは1つです。これは人によって理解違うと思います。

それから、少し具体的なことについても伺います。統合推進人材に関わって2点、1つはシャリテさわらに移ってもらうことに当たっての面談をやっていたと。この場の、あるいは全員協議会の答弁で、面談はしました、2人でした、負担は増えることも話をしています、ただし口頭です、2万円から3万円という説明を受けていましたが、内容を具体的に説明求めたところ、そうではなくて、1名で面談をしていた、それから記録が残されていない、変わる金額は二、三万ではなかった、もっと大きいものがあるというふうなことが具体的に分かってきました。そのことそのものをあげつらうのではないのです。こういう非常に一人一人の入居者、入所者にとっては重大な、収入とのバランスで考えても重大な問題がこのような扱いをされるというのは私は異常ではないかと思うわけです。何だと思っているという類いです。そのことについて、菊池さん、12月から来られたから面談は終了した後に来られています、統合に当たっての面談の支援などという任務もあるわけです。そうすると、今どうなっているかを当然把握されたのではないかと思うのだけれども、この面談の在り方ないしは面談結果、あるいは情報量について統合推進人の方

はどうおっしゃっていたのかというのを知りたいです。これは、今回の中に給与が入っている。こういう仕事が本当に進められるかどうかに関わると思うからお尋ねをしています。

それから、統合推進人の方の経歴も示してもらいました。この中に、いろんな経歴はありますが、見ようによっては運営側というか、バックオフィス中心の仕事をしてこられたようにも見えるのですが、この中で統合に関する実務ないしはコントロールをやられたことがあるのかどうか。あるとしたら、どの時点のどこのことなのかということをお教えください。

それから、もう一つ、これは予算の取扱いについての確認になりますが、今回の予算書及び資料というのは、全てオリジナルの統合はするけれども、町営で運営していく前提の組立てになっているから、金額、項目ともそうになっているよと。だけれども、今回方針が変わったので、今後実行面では例えばシャリテに対する支援も取りあえず3か月間だけは実行するけれども、それ以降については一旦取り下げた上で別途統合そのものについての議論はするよというふうに今なっている。したがって、この中身で新しい方針にまつわることをあんまりあれこれ議論しても、これはもう内容がなくなってしまうのではないかなと思うので、この仕切りはどうなっているのかを整理したくてお尋ねします。お願いします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

ご質問の趣旨と合わなければ後で指摘してください。本予算特別委員会については、私はですけども、上程された予算に関する審議というふうにまず捉えております。

次に、2点目は後で園長のほうからお答えしていただくということで、私のほうから3点目ですけども、予算の編成上ですけども、やはり1月の中旬から下旬にかけて予算を固めて資料もまとめないと、議会側とお約束している2月9日から10日の段階に予算書等、予算資料を出すことが間に合いませんので、これ以降の変更というのは基本的には難しいということになります。なので、古い情報のままで議会に資料を提出してしまいましたけれども、ここについてはこれまで全協で説明させていただいたとおり、計上はさせていただいているのですけれども、落とす予算についてはまず例年行われている4月議会ですぐ一旦減額させていただきます。その上で改めて予算を計上するものについては、その段階の新しい予算資料としてまた提出して、ご審議いただくというふうに考えております。

以上でございます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、私のほうももし認識不足がございましたらご指摘ください。まず、1点でございます。今の面談の記録等々につきましての推進人材の感想でございます。委員の皆さんがおっしゃっているとおり、記録等々も何も残っていないということに関しましては、やはりこれは言った、言わないという話になるということで、十分今後フォーマットですとか同意書ですとか、そういった部分については自分の持っているノウハウ提供しながら、そういった部分で不備のないような形で今後進めていきたいという、そういう手伝いをして

いくというふうに確認を取ってございます。

あと、合併の部分についてでございますけれども、これ実名は言っているのですか、最終的に雄心会のほうで、要はせたなかな、せたなだったと思います、の施設をそこを合併していると。合併の部分についての携わりということで経験してございます。ですから、単純に経営側にいてやっていることだけではなくて、法人自体がやはりそういう合併しながら進めているところでございますので、そこに地方の町の合併について、その業務というものを携わりながらやっていたというふうに確認取ってございます。

以上です。

○委員（野口周治君） とても大事なところなので、もう一度確認をしたいので、お尋ねします。今柏渕さんからお答えいただいた1つ目、このやり方ではよくないだろうと。記録の在り方もこれでは駄目だろう、ノウハウを提供するということを統合推進人の方がおっしゃったのかどうか。いつそれをおっしゃったのかを併せて教えてください。これを尋ねる理由をつけておきます。こういう進め方をしていて、全協、特別委員会、この予算の会議の場で繰り返し尋ねて、ようやく具体的な資料が出てきて、やはり問題があるということが分かりました。そこにはまだほかの経過もあるのでしょうか、そこに至るまでにこの大事な、要は人、入居されている方がどうなるのか、本当に移れるのか、経済的な問題、あるいはその人のケアの状態などから移れるのかという具体的、個別的な問題についてこのような扱いをしてきたことについて指摘がなかったのかというのが本当に不思議なのです。したがって、これは推進人の方がおっしゃったのであれば、いつそういうことを気づかれて、そういう進言をされたのか。先に言うておきますけれども、早い時期であったならどうして補正しなかったのだになるし、この問題が指摘されてからであるならば、なぜ今まで気づかなかったという問題にこれは発展します。そのつもりでお答えをください。調整が必要なら調整していただいて結構です。

それから、もう一つ、2点目にお答えいただいた職務経歴で、ではこのことかなと思って伺いましたが、令和3年の5月、法人事業サポート室でせたな拠点事業所という項目があって、その後に米印で法人全体に関するサポート業務と書いてあるのですが、この一部またはその前にせたなの事業所を統合なりによって、この雄心会さんが引き受けるという動作があった、そしてその統合に関する動作をどういう立場で取り扱われたのかを補足して説明してください。お願いします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

本人がその事実を知ったのは、こういう資料を作り出した時点でございますので、何日か前でございます。そういう聞き取りをして、こういった実態があったということにつきましては、皆さんに提出した資料等々を作っていた状況で本人は理解をしております。その時点でそういった部分については今後やっていくという話もしていますので、そういうノウハウも含めて、参考になるような資料を提出していきながら、不備のないような形でお手伝いしたいということで確認を取ってございます。

あと……

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時58分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

自助努力でやってこなかったのかという点についてでございます。我々のほうも正直言って皆さんに昨日ご報告したとおり、2万、3万という部分についての大体そういう形で上がるという部分は、入園者の家族等々に伝わっていなかったということはその時点で分かったような状況でございます。やはりそういう部分については、対応としては不備があるということでお話ししたとおりでございます。今後については、早急に3月中にできる限り丁寧に皆さんに金額を提示した上で、会って説明をしてまいりたいというふうに考えてございます。

あと、令和3年の5月の時点でございますけれども、社会福祉法人雄心会の法人サポート室ということで、その中でそういった合併等々についてのその部分に介入して合併の手伝いをしていくと、推進しているというふうに確認取ってございます。そのときの役職としては室長ということで、サポート室の室長という形で携わっているというふうに確認しています。

以上です。

○委員（野口周治君） 今おっしゃったことが、ごめんなさい、私、資料78の最後に、どこかで見たかと思っていました。同僚委員からの指摘もあって。具体的にさっきお尋ねしたのはその中でどういうことをやったのですかと。要は取りまとめをしていましたとかなのか、もっと具体的にプランニングからチェックからやるのかによって仕事って全然変わるのではないですか。なぜこういうことを聞くかもつけておきます。今回統合に関して、常識的に考えてです、負担が増えるであろうところに移る話をして、多くの方がいいよと言っているという認識になっている時点で、この仕事の経験がある人であるならば本当かって考えていいのだと思うのです。その時点でちょっと面談記録見せてくださいってなるのではないか。ならなかったことを責めているのでもないし、そうあるべきだったという話をしているのでもないのです。その関わり方を尋ねているのです。その情報を聞いた瞬間に、私でさえそれが気になるから、しつこく、しつこくこのことについて尋ねて、ようやく資料も出てきました。実態もみんなが分かるようにしてくれました。それを言わばプロが話を聞いてそう思わなかったのかいと。一体何を見ていたのだろうかです。このことはこの方に頼むしかないのだろうと私基本的には思っていますけれども、それをそういうことを見てくれないのであれば大丈夫ですかになる。そこに関わるから一生懸命聞い

ているのです、これからやっていく上で。少なくともこれまでの答弁を聞いていて、この遅さ加減、そのスピード感ではないです。この問題の持っている質、入居者、入所者に対する対応の仕方を見ていて、ああ、これはこの施設ではそういうことはできないということなのだかと私は理解をしましたから、このまま今のまま続けることにならないのでしょうか。だけれども、だからといって進めるときに、その対応に当たる人までもが同じペースでやられたら困るのです。言われたから、これからはそうしますって、こんなの今のイロハもイでしょうという話なのです。どんな場合でも個別面談するときって1人でやったりしません、普通は。というのは、いろんなことが起きることを想定するし、記録も残さなければいけないからです。それをどんなだったかというのを後から聞かなければいけない時点で、もうよく分からないのです、なぜそんなことをするのか。それをケアマネさん1人に2人でやっていたって、そうではなくてケアマネさん1人に任せていた。ケアマネさんがやる仕事ですかということにもなる。その常識加減です。そのチェックがないのに、大丈夫ですか、そういうことは見えていなかったのですか、もしくはそのことはもう済んでいるからいいという指示でもしたのですかということをお尋ねしているのです。お願いします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、先に合併の経験値の部分でございます。ちょっと別な資料、提出している資料ではない中に令和4年4月4日、雄心会と、せたな恵福会というのですか、吸収合併となりました。その際、運営面や待遇に関して調整を図っていたというふうに記載がございます。そういった業務を本人は携わってございます。

それと、今委員は面談の部分の話に着眼がされていますけれども、今回本人の中でまずスピード感という部分につきましては、まず今現状把握の部分に着眼を置いて合併をスムーズに進めるという中で、今回シャリテさわらとさくらの園の運営面の違いということ把握するのにまず一生懸命やってございます。ですから、今その正直申し上げて委員のおっしゃっている部分については、本人やはり認識がない中で進められていた状況でございます。今回こういったことも十分把握できましたので、本人にとっては今その部分についてもフォローしながらということ考えてございますので、スピード感がないというふうに言われないうな……

○委員（野口周治君） スピード感ではないです。大事なことをちゃんとつかまえた仕事をしているかどうかを尋ねているのです。何が大事か。要は制度を比較して、事務屋なら制度調整をする話なのか、この事業というのは人だから、人のところをちゃんとやるかという話をしているのです。

○委員長（伊藤 昇君） 園長、ちゃんと理解して答弁をしてください。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） すみません。まず、単純に事務屋でやっている人間ではございません。現場に張りつきながら、そこをヒアリングしていきながら問題点を抽出して進んでいくような人材でございますので、やはり今後についても今ご指摘受けた部

分については十分認識しながら、我々と一緒に推進に向けて進めていく人材であるというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに、質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） その他、398ページから402ページまで、質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。どなたがいらっしゃいますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立可否同数）

○委員長（伊藤 昇君） 念のため、反対の方の起立をお願いいたします。

（起立可否同数）

○委員長（伊藤 昇君） 賛成、反対が同数です。

したがって、森町議会委員会条例第14条の規定によって委員長が本案に対して裁決します。

議案第33号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算については反対と裁決します。

よって、議案第33号は、否決されました。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時25分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第34号 令和8年度森町港湾整備事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入より質疑を行います。414、415ページ、款1使用料及び手数料、款2繰越金、質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） これで歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。418、419ページ、款1 総務費、質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（伊藤 昇君） 起立多数であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和8年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入より質疑を行います。432、433ページ、款1 分担金及び負担金から434、435ページ、款5 繰越金まで、質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） これで歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。438、439ページから440、441ページ、款1 総務事業費、質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） その他、442ページから446ページまで、質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（伊藤 昇君） 起立多数であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時28分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第36号 令和8年度森町国民健康保険病院事業会計予算の質疑を行います。

9ページから16ページの収益的収入及び支出に入ります。質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、17ページから18ページの資本的収入及び支出に入ります。質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 本予算全体を通じて何か質疑ございますか。

○委員（河野 淳君） 2点お伺いしたいことがあります。まず、26ページの予定貸借のところなのですが、流動資産のうち現金と預金の割合なのですが、現金1億3,500万になっています。病院に現金1億3,500万置いているのでしょうかというのがまず1つです。

2つ目が同じく予定貸借の年度末です。流動負債の中に一時借入金が2億900万ございます。ちょっと私も詳しくないので、調べてみたのですが、地方公営企業法の29条の中で一時借入金は当該年度内に処分しなければならないとあります。この予定貸借、3月31日なので、3月31日までに一時借入金があるということは、貸越ししなければならないので、長期借入に借入れするための予算を歳入予算のほうに組んでいなければならないと思うのですが、ちょっとそれが見当たらない状態です。なので、キャッシュフローを見たときに何かちょっと変だなという違和感があって、どこがどこにぶつかるか分からなかったのですが、ぶつけていくと多分この一時借入金を借りるということが前提でキャッシュフローを組んでいるので、何か違和感、しっかりした計算式ちょっと分からないのですが、多分違和感の原因はこれではないかと思うのですが、その辺、年度末まで一時借入金を引っ張ることについて年度をまたぐ想定をしているのか、もしくは年度末に解消する予定であるので、予算に計上していないのかをちょっと教えていただければと思います。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時31分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君） まず、現金の1億3,520万9,000円につきましては、今3月補正した赤字補填分を見込んだ数値であります。

なお、一時借入金につきましては、12月補正等で町からの補助分を当初は借入れという形で計上し、不足分を計上しております。

以上でございます。

○委員（河野 淳君） すみません。貸借対照表の現金って本当の現金だと思うのです。町から補助金来るということは、口座振込で、企業会計管理者の口座に振込だと思うのですけれども、それであれば預金に入ると思うのです。

一時借入金の部分なのですけれども、これ予算に限度額があればいいというわけではなくて、年度末に一時借入金というのは解消しなければならないと法律でありますので、本来であれば長期借入れに一度借り換えて、また元に戻すという作業が必要になるかと思うのですけれども、その辺法的解釈も含めてどのようにお考えなのか教えていただければと思います。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時33分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院庶務係長（大谷友美君） お答えいたします。

まず、先ほど委員ご指摘の一時借入金の部分につきましては、先ほど事務長のほうからもあったのですけれども、一時借入金という項目になっているのですが、一時借入金ではなく、赤字補填分を見込んでここに計上させていただいているので、通常の一時借入金だとその年度内に返さなければいけないとかということがあると思うのですけれども、そういう類いのものではないため違和感が、すみません、生じているものと思われます。

あと、もう一点、現金が1億3,000万という部分につきましては、ごめんなさい、確かに赤字補填分、今までこのタイミングで計上していなかったようなのですけれども、ここで計上をしようということで、すみません、内部でというか、私が調べた中で赤字補填と通常の部分と分けるためにこのような形で記載をさせてもらったのですけれども、確かにご指摘のとおり現ナマが1億3,000万本当にあるのですかというところについては、この記載がふさわしくなければ決算時に預金のほうに振り替えるということをしたのかなというふうに思いますので、ちょっと公営企業特有の考え方があって、現金の部分に含めるという解釈もできたものですからこちらに計上させてもらっていたのですが、それがやっぱりちょっとふさわしくないということであれば決算時に修正したいと思います。

以上です。

○委員（河野 淳君） それであれば、水道事業のほうを見ると現金、預金一括して流動

負債の項目として上げているので、上げるほうが適切ではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○国保病院庶務係長（大谷友美君） お答えいたします。

上下水の前任の担当の方とも話をしていまして、現金、預金というのを特別明記する必要がないのではないかという話は出ていまして、委員ご指摘のとおりなのですが、そこはちょっと分ける必要もしかしらないのかなというところでありましたので、ちょっと今後そのような形で直していきたいと思います。

以上です。

○委員（斉藤優香君） どこで聞いたらよかったのかちょっと分からなかったのですけれども、このたび包括ケア病床が復活されたかと思うのです。その利用状況と返還業務の遂行状況分かりましたらちょっと教えていただきたいなと思いました。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時37分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君） まず、返還金の返還状況であります。3月10日振込時点で、まず保険者につきましては17保険者、7市町振興局、24件に対しまして783万6,189円を返還済みであります。なお、高額な後期高齢広域連合や生活保護費等につきましては、起債が3月末に送金される予定でありますので、その送金を直ちに返還する予定であります。なお、自己負担分につきましては、対象者568名おりました。そのうち返還金額につきましては、959万9,679円に対しまして返還済額につきましては、476名、金額につきましては851万2,299円を返還しております。まだ90件弱の未返還対象者がおりますが、この方々につきましては随時今後連絡等を取りながら、返還に対応してまいる予定でございます。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） 包括病床。

○国保病院事務長（千葉正一君） すみません、休憩願います。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時40分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君） 大変申し訳ございません。包括の利用率につきまして

は、今手元に資料がございませんので、後ほどご回答させていただきます。すみません。

○委員（斉藤優香君） 国保病院の収入の要だと私も思っていますので、その辺りちょっと教えていただければなと思ったのですけれども、後ほどでいいです。

肃々と返還金行われているみたいでいいと思うのですけれども、別件になるのか分からないのですが、薬剤師さんいないということで金額上げて募集していましたけれども、まだやはり見つからない。この先金額を上げてまた募集していくのかというところをちょっとお願いします。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

まず、薬剤師さんにつきましては、2月1日から正職員として1名採用しております。なお、今現状で薬剤師1名と職員、助手さん1名なので、できればもう一人ぐらい薬剤師を募集したいと考えておりますが、募集要項につきましては今後の対応とさせていただきますと思っています。

以上でございます。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時55分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁から始まります。

○国保病院事務長（千葉正一君） 包括病床の利用率につきましては、令和7年9月から包括ケア病床として認定を受けております。9月から1月までの平均利用率につきましては、46.88%、50%弱となっております。

以上でございます。

○委員（斉藤優香君） 包括ケアの病床が戻ってから、これからまたスタートしていくということで、この包括ケア病床が収益を上げるということは分かっていますので、やはりここでケアを受けたいとか、ほかの病院からも勧めてもらって、森の国保のケアはいいのだよといってあそこに入院したらって言われるような病院になっていかなければならないと思うのですけれども、そのための努力するための方策とか何か特別なロビー活動でもありますかもしれないし、そういうことは考えられているかお願いします。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

今までPTという理学療法士という人材のみでリハビリをやっておりましたが、やはり入院患者さんが高齢者の方が多い、認知症の方々も結構多いです。それで、OTという作業療法士という人材を入れて、今認知症に対するアプローチの強化ということでやってございます。ですから、今その2本立てということでリハビリを一生懸命やっている。それで、認知症についてのアプローチも一生懸命やって、ほかにないような形でのリハビ

りの提供ということで、我々の強みということでやっているところでございます。

以上です。

○委員（斉藤優香君）　これから愛される町の病院になっていくと思うのですが、やはり人数、そこで作業療法士とかを入れていくということで、また人数の配分が狂ってしまうとそこがまた狂ってくるので、そこだけは何か対策を持って、前に募集をかけていくとか聞き取りとか、そういうことまで行っているかをお願いします。

○国保病院事務長（千葉正一君）　職員の関係であります。今統括監のほうからご説明あったとおり、新たに作業療法士等を採用しておりますし、今回薬剤師も採用となりました。今後につきましては、職員の状況等を見ながら、また新たにどのような職員が必要なのか見極めながら、必要とあれば随時募集していきたいと思っております。ただ、職員の人数とかその辺の取決めとかありますので、その辺も確認しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○委員（千葉圭一君）　お尋ねいたします。

ページ数は9ページ、目3その他医業収益の節、公衆衛生活動収益、その他医業収益で約2,400万近いアップを見込んでいるようです。この公衆衛生活動収益5,126万3,000円というのが、令和6年度の実績で申し訳ないのですが、令和6年度の実績で約2,700万ほどでした。それを比較すると、ほぼこの集団健診の量によっては今回の約2,400万のアップ図れるのかなと思うのですが、具体的に一般健診とか特定健診とかも含めて集団健診をどのように上げていくのか、そういった具体的な方策があればぜひお聞かせください。具体的な方策を持ってこの数字を上げていると思うので、その内容を教えてください。

○国保病院事務長（千葉正一君）　お答えします。

千葉委員のご指摘のとおり、その他医業収益におきましては、一般健診及び総合健診の分を前年度より増額計上しております。増員につきましては、まず一般健診及び総合健診含めまして、これからうちのほうでもどんどん健診の対象者数の増に対応できますというようなPRをしながら、健診の増員に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（千葉圭一君）　PRをするのはよく分かりました。今の段階でそのPRの仕方はまだ決まっていないということですか。例えばホームページでもチラシでも何でもいろんな手段はあると思うのですが、そういうところはまだ決まっていないと、これから検討して、これの健診の量を上げていくということでよろしいですか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君）　お答えいたします。

まず、営業活動については、まずそれはそれとして今継続して増を見込んでやっていくということと、あと同時に今いる先生たちについては休日等々も1日健診ができていない部分がございます。そういった部分も含めてできる限り一般財源からの繰り出しですとか、あといろいろ事業債だとか借りていきますので、できる限りその収益を上げるためにフル

で回すような形で動かしていきながら、営業活動も同時にやりながら、あとうちの枠で今までお断りしている部分もございますので、そこについても受けながら、ダブルでやっていきながら、増員を含めてやっていきながら増収につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（河野文彦君） 9ページ、10ページでお伺いします。

今回あくまでも予算、予定の数字なのでしょうけれども、収入全体で収入は増になっているのです。今回は繰入れ、病院からすれば繰入れですか、一般会計からの繰り出しは増えるというような形で、突き詰めていけば分かるのですけれども、その原因をどのように捉えているか、まずお願いします。

○国保病院事務長（千葉正一君） 収入におきまして目2他会計補助金の部分だと思われます。他会計補助金の中に不採算地区病院運営補助金というのがあります。これにつきましては、地方財政計画の積算による単価は令和7年に増加しておりまして、その部分を同額令和8年度の当初予算で見込んでいることにより増額となっております。

以上です。

○委員（河野文彦君） 予算の時点でもう大分苦しい予算組みだなというのが目に見えて分かります。実態も分かります。ただ、やっぱり今まで以上に切り詰めるものは詰めていかないと、一般会計の負担というものが物すごく大きくなっていっていますから、その辺担当としてもやっぱりもっと目に見える形で、予算ですから、これぐらいの高みを目指して収入は増やす、収入って医業収入は増やす、経費は抑えるという意欲的な部分が欲しかったなというのがありました。これだと今までとほぼ変わらない、内容的に。ましてや去年ああいう大きいインシデントがあって、また大きな負担を町民に強いるわけですから、その辺今後より改善、これは予算で、もうここまで出てきていますけれども、来年の決算に向けてはより一層努力が必要だと、努力しなければならないというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

まず、令和8年度予算でございます。入院収益及び外来収益につきましても目標値といえますか、若干前年度より増額という形で予算を組ませてもらっております。なお、歳出につきましては、まず大きな面として給与費の給料であります。医師の予算額を今年度1名減にして歳出予算を組んでおります。あと、委託料等につきましては、やはり物価高騰とか人件費の増額によりなかなか例年同額というよりは微増及び増額の委託料がほとんど主なものになっておりますので、歳出につきましてはなかなか減額、前年度と比べて減額予算をつけない状況でございます。

以上でございます。

○委員（河野文彦君） 先ほど同僚委員からも質問あったのですけれども、8年度末の予定の貸借対照表、30ページの一時借入金のところなのですけれども、先ほど赤字補填する

ための一時借入れだというような説明があったのですけれども、こういった性質の借入れを予定しているかをお願いします。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時08分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

一時借入金としては、すみません、見込んでおりません。あくまでも赤字補填分ではなく、例年12月に補正しております12月補正による一般会計の繰入金の分であります。

以上です。

○委員（河野文彦君） それであれば、これ負債の部ですから、B S、貸借対照表ですね。今までの病院会計を見ていると、一般会計からのキャッシュフローの補填という部分であれば、損益計算書に収入として載っていましたよね、今までは。これだけ何で今回ここにしたのだろう。お願いします。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時17分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君） 大変申し訳ございません。ご指摘の点につきましては、今後精査いたしたいと思っております。

以上です。

○委員（野口周治君） 国保病院の政策として、ほかの病院との連携や、あるいは介護施設との連携で医療体制を充実していくというビジョンの中で活動しようとしていると思うのですが、それがこの中に表現されている部分があったら説明してください。うまく読み取れなかったのです。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

当初予算上の予算科目等については計上しておりません。

以上です。

○委員（野口周治君） 他の病院との連携というのは、例えば急性期のケアが済んだ方の受入れというケースが挙がっていたと思うのですが、それは入院患者の増加として現れるのではないかと期待したのですが、そういう表現はこれの中にない、つまり見込んでいないということですか。もしそれならそういう効果はいつになったら現れるというふうに考え

ているか。これは予算を少し外れるかもしれませんが、まだそういう時期ではないのかを含めて教えてください。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

全体の稼働率の上昇ということできくりの中でやってございます。ですから、具体的にいろんな対策をやっていかないといけないのですけれども、例えば1つは特別養護老人ホーム等々も含めた老人施設との連携を高めていきながら、リハビリを軸として必要な方々を入院だとか、そういうのを推奨するというか、入院できるような形で手を打っていく。あと、他の施設等々の先生たちにつきましては、やはりＩＤリンクという要はＩＴを活用した……

○委員（野口周治君） ごめん。システムを聞いているのではないのです。この中にどう表現されているかということを知っている。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

入院収益におかれましては、令和８年度につきましては、前年１日平均33人と見込んでおりましたが、その分の増加を含んで35人と見込んでおります。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（伊藤 昇君） 起立多数であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午後 ２時 21分

再開 午後 ２時 21分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第37号 令和８年度森町水道事業会計予算の質疑を行います。

10ページから19ページの収益的収入及び支出に入ります。質疑ございますか。

○委員（東 隆一君） 15ページ、量水器の取替え費ということで2,678万余、これ何年に

1 遍ずつ取り替えているのか。それと、20ミリと13ミリ、ほかにもあるのだと思いますけれども、ここの部分の今回のこの2,600万に対しての件数をちょっとお知らせいただければ。1基当たりの、だから13ミリのメーター自体がどのくらいの値段なのか、20ミリはどのくらいの値段なのかと、そこまでお願いします。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

交換する期間なのですけれども、計量法で8年が満期になりますので、一応当町では7年たったら交換することとしております。また、13ミリの今年度の交換予定数は122件、あと20ミリについては418件となっております。

あと、メーターの単価でございますが、見積合わせで最終的には決まるのですけれども、一応予算上計上している単価は13ミリで3万2,020円、税込みです。20ミリで3万6,160円、税込みでございます。

以上です。

○委員（東 隆一君） 17ページ、ここに今回森町水道料金体系検討業務と、委託料の中に600万という金額が出てきているのですけれども、この業務内容をちょっと詳しく説明していただければ、これからの多分安全な水を供給するための未来に向けた持続可能な新料金体系等も含まれていると思いますので、内容を詳しく。それで、いつまでこれ自体、業務委託料が終了するのか。そんなに時間はかからないと思うのですけれども、これもしも出てきたときにこちらのほうに提示してもらえるのかどうなのか。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

この業務は、一般質問でもありました高齢者とか独居老人とかの対策として今ある料金体系を検討するということで、主な作業内容としましては経営及び料金の現状と課題の整理、基本条件の設定、財政見通しの検討、総括原価の算定、料金体系の検討、料金改定計画案及び財政計画案の策定、検討、主にこういう内容となっております。

また、委託期間については、現在のところ12月くらいまでの期間で考えてはいるのですけれども、ちょっと内容によっては1月とかまでかかるかもしれませんけれども、なるべくスピーディーな検討をしたいと思っております。

以上です。

○委員（東 隆一君） 今説明されたのは分かりますけれども、これ12月までかかるのですか。これこちらのほうである程度中身の内容を出しながら、要するに委託料とか業務内容を精査してもらうと、やってもらうということなので、いろんな部分で多分こちらのほうで全部把握しているはずなのです。だから、これから要するに新料金だとかいろんな部分を検討しながら、これから水道事業を末永く安全な水を提供できるということで、料金の改定とか値上げの部分も当然含まれてくるはずなのです。ですから、そののところこの12月というのがあまりにも遅過ぎるのではないのですかということ、こっちがもう資料を提供しているわけですから。そのところもう一度。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

委員のおっしゃるとおり、実際決算等で使っている使用料とか、そういうのは分かりますので、新年度に入りましたら速やかに発注して、12月と言わず、なるべく短期間でやれるように努力したいと思います。

以上です。

○委員（千葉圭一君） お尋ねいたします。10ページの給水収益についてお尋ねいたします。

令和8年度は、マイナス535万9,000円の減と、予算減ということで上げておりますけれども、この1ページの給水戸数が4,844戸で、実際にはこれ減っていますよね、以前に比べたら。その戸数が減った分の給水量が落ちているということで収益をマイナスというふうに見ているのでしょうか。もしそうだとしたら、約100戸以上の給水戸数減っていますけれども、その理由というのは何でしょうか。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

委員お見込みのとおり、人口減少等で使う水の量が減っているというのも一理あります。また、結構節水の意識高くて、超過料金が少し減少し出しているというのがここ最近の現状ですので、その分を見込んだ数字となっております。

以上です。

○委員（河野文彦君） すみません。ちょっと教えていただきたいのですが、22のキャッシュフローの計算書の投資活動の中では1億4,000万ほど有形固定資産取得によるということで、これは分かるのですが、予定の貸借対照表の年度末を見ていて、たまたま前のページに令和7年度末もついているのですが、有形固定資産のどこにこの数字が入っていったのかなというところを教えてください。

○委員長（伊藤 昇君） 今河野文彦委員の何ページですか。

○委員（河野文彦君） キャッシュフロー計算書が22で……

○委員長（伊藤 昇君） 今10ページから19ページまでの質疑をしてございまして、収益的収入及び支出で、次に入りますので、よろしいでしょうか。

○委員（河野文彦君） はい。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、20ページから21ページの資本的収入及び支出に入ります。質疑ございますか。

○委員（河野文彦君） キャッシュフロー計算書では有形固定資産の取得という形になっているのですが、後ろの貸借対照表の令和8年度末のどの部分にこの取得した有形固定資産が含まれているのかをお願いします。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

32ページ、30ページですか、有形固定資産の構築物になります。管、水道管でありますので、構築物となります。

以上です。

○委員（河野文彦君） これは、令和7年度末、令和8年3月31日ですね。20億1,500万…
…ごめんなさい。4億でしょう。次の年度、今年度の令和8年度末に残高として増えていないのです。一括償却できるわけではないですよ、多分。ということは、必ず取得価格がここに残ってくると思うのですけれども、それがどうも見えないものですから、もう一度確認をお願いします。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

7年度の構築物が20億1,530万2,000円ですけれども、8年度末で20億2,072万2,000円で500万程度増えております。

以上です。

○委員（河野文彦君） すみません。今ほど500万ほど構築物が期末残高で増えているということなのですけれども、今回1億4,000万ほどの起債で500万ですか。その兼ね合いを、この起債のうちの幾らほどが構築物に回ったのか。この起債の幾らほどがどの科目に消えていっているというか、振り分けられていっているのか。それは収益科目なのか、経費なのか、その辺もお願いします。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

構築物も減価償却で減少する分と、あと建設工事で増える部分もありますので、その分でそういう差があるということでございます。

以上です。

○委員（河野文彦君） 今ほど減価償却っておっしゃいましたけれども、構築物の減価償却の累計額がそれだけ増えていますか。分かりますか。減価償却の累計額が今年取得したものに近いぐらい一気に償却されている、もしくはほかのものがたまたま償却多くて、今回購入したものは少しかもしれないけれども、ほかのものがどすんと償却で落ちたというのであれば分かるのですけれども、累計額変わっていないのです。だから、今の答弁は全然話が通じないのですけれども、もう一度お願いします。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時50分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○上下水道課長（水元良文君） 申し訳ございません。お答えします。

30ページ、32ページの予定貸借対照表でございますが、ご質問の件ですが、構築物と、あと一部機械及び装置がありまして、数字について確認させていただきます。また、今後決算においては、正確な数字というか、決まった数字をお示しできると思いますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 本予算全体を通じて何か質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（伊藤 昇君） 起立多数であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和8年度森町公共下水道事業会計予算の質疑を行います。

10ページから17ページの収益的収入及び支出に入ります。質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、18ページから21ページの資本的収入及び支出に入ります。質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 本予算全体を通じて何か質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（伊藤 昇君） 起立多数であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本委員会に付託されました全議案の審議は終了しました。

つきましては、本委員会の審査報告の作成についていかがしますかお諮りします。

(「委員長一任」の声あり)

○委員長(伊藤 昇君) 委員長一任の声がありますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○委員長(伊藤 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長に一任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○委員長(伊藤 昇君) これをもちまして予算等審査特別委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時52分